

群馬東部水道企業団太田本所建設事業
設計業務公募型プロポーザル評価要領

令和5年5月
群馬東部水道企業団

目次

0. 目次	_____	B - 1
1. 趣旨	_____	B - 2
2. 審査者	_____	B - 2
3. 事務局	_____	B - 2
4. 審査のながれ	_____	B - 2
5. 失格事項	_____	B - 3
6. 参加表明書の審査（一次審査）	_____	B - 3
7. 技術提案書の審査（二次審査）	_____	B - 3
8. 最優秀者及び次点者の決定	_____	B - 3
表1～表7	_____	B - 4

群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル評価要領

1. 趣旨

本要領は、群馬東部水道企業団太田本所建設に伴う設計業務を実施する事業者をプロポーザルで選定するに当たり、群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル実施要領に定めるもののほか、最優秀者及び次点者を選定するための審査基準を示すものである。

2. 審査者

群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）

3. 事務局

委員会の事務局は次による。

群馬東部水道企業団 庁舎建設室

〒373-0853

群馬県太田市浜町11番28号

電話 : 0276-49-5944

FAX : 0276-48-1144

E-mail : kensetsu@gtsk.or.jp

4. 審査のながれ

- (1) 審査は、一次審査、二次審査の2段階とする。
- (2) 一次審査は、提出された参加表明書等を審査する。
- (3) 二次審査は、技術提案書等及びプレゼンテーション、提案者へのヒアリングによる審査を行う。
- (4) 委員会で一次審査及び二次審査を踏まえ審議し、最優秀者（1者）及び次点者（1者）を選定する。
- (5) 一次審査及び二次審査は非公開で行う。
- (6) 原則として、審査は提出者を匿名化して行うこととする。

5. 失格事項

以下の項目にひとつでも該当する場合は失格とする。

- (1) 群馬東部水道企業団太田本所建設事業 設計業務公募型プロポーザル実施要領に記載のある、参加資格要件等、及び参加表明書の配置技術者の条件を満たしていない場合。
- (2) 配置予定の技術者が国家公務員の場合は、国家公務員法第103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定を満たしていない場合。

6. 参加表明書の審査（一次審査）

- (1) 参加表明書の審査は様式2、様式3、様式4について採点を行う。
- (2) 採点及び集計は表1により事務局が行う。
- (3) 事務局は審査結果を委員会に提出する。
- (4) 一次審査の配点は30点とする。

7. 技術提案書の審査（二次審査）

- (1) 技術提案書の審査は様式7、様式8、様式9、プレゼンテーション、提案者へのヒアリングについて採点を行う。
- (2) 採点は表6により各委員が個別に行う。
- (3) 事務局は各委員の採点結果を集計し、平均点を算出し、審査結果委員会に提出する。
- (5) 二次審査の配点は70点とし、各委員の採点の平均により算出されるものとする。

8. 最優秀者及び次点者の決定

- (1) 事務局は一次審査の結果及び二次審査の結果を委員会に提出する。
- (2) 委員会は提出された結果をもとに審議を行い、最優秀者を1者、次点者を1者、決定する。

表1 参加表明書の審査

評価項目		評価基準		配点		
				基準点	小計	
様式 (2)	経験	設計業務実績	設計企業の業務の実績について評価する。過去15年間（平成20年4月以降）に行った、同種・同規模施設、同種施設、類似施設の設計業務実績について、基準点に表2による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	3.0	3.0	
様式 (3)	能力	専門分野の技術者資格	各分野の配置技術者の資格について、基準点に表3による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。（管理技術者は含まない。）	総合主任担当技術者	1.0	4.0
				構造主任担当技術者	1.0	
				電気設備主任担当技術者	1.0	
				機械設備主任担当技術者	1.0	
	経験	設計業務実績	配置技術者の業務の実績について評価する。過去15年間（平成20年4月以降）に行った、同種・同規模施設、同種施設、類似施設の設計業務実績について、基準点に表2による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	管理技術者	1.0	5.0
				総合主任担当技術者	1.0	
				構造主任担当技術者	1.0	
				電気設備主任担当技術者	1.0	
				機械設備主任担当技術者	1.0	
	経験のある立場／役割	経験のある立場／役割	経験のある立場／役割について評価する。記載のある実績の中から最も優れている立場／役割について、基準点に表4による評価係数を乗じた点の小計により評価する。	管理技術者	0.4	2.0
				総合主任担当技術者	0.4	
				構造主任担当技術者	0.4	
電気設備主任担当技術者				0.4		
経験年数	経験年数	配置技術者の経験年数について評価する。基準点に表5による評価係数を乗じた点の小計により評価する。	管理技術者	0.4	2.0	
			総合主任担当技術者	0.4		
			構造主任担当技術者	0.4		
			電気設備主任担当技術者	0.4		
設計受賞実績	設計受賞実績	設計受賞実績について評価する。評価対象は管理技術者及び総合主任担当技術者のみとする。基準点に表2による評価係数を乗じた点の小計により評価する。	管理技術者	0.5	1.0	
			総合主任担当技術者	0.5		
様式 (4)	能力	専門分野の技術者資格	各分野の配置技術者の資格について、基準点に表3による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。（工事監理者は含まない。）	総合監理主任技術者	1.0	4.0
				構造監理主任技術者	1.0	
				電気設備監理主任技術者	1.0	
				機械設備監理主任技術者	1.0	
	経験	設計業務実績	配置技術者の業務の実績について評価する。過去15年間（平成20年4月以降）に行った、同種・同規模施設、同種施設、類似施設の設計業務実績について、基準点に表2による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	工事監理者	1.0	5.0
				総合監理主任技術者	1.0	
				構造監理主任技術者	1.0	
				電気設備監理主任技術者	1.0	
				機械設備監理主任技術者	1.0	
	経験のある立場／役割	経験のある立場／役割	経験のある立場／役割について評価する。記載のある実績の中から最も優れている立場／役割について、基準点に表4による評価係数を乗じた点の小計により評価する。	工事監理者	0.4	2.0
				総合監理主任技術者	0.4	
				構造監理主任技術者	0.4	
				電気設備監理主任技術者	0.4	
	経験年数	経験年数	配置技術者の経験年数について評価する。基準点に表5による評価係数を乗じた点の小計により評価する。	工事監理者	0.4	2.0
				総合監理主任技術者	0.4	
				構造監理主任技術者	0.4	
電気設備監理主任技術者				0.4		
合計点				30.0		

表2 設計実務実績（設計企業／配置技術者／設計受賞実績）

評価項目	評価基準	評価係数
設計実務実績	同種・同規模施設が2件以上ある場合	1.0
	同種・同規模施設が1件かつ同種施設が1件以上ある場合	0.8
	同種・同規模施設が1件ある場合	0.6
	同種施設が2件以上ある場合	0.4
	上記以外の場合	0.2
	記載がない場合	0.0

表3 配置技術者の専門分野の技術者資格

評価項目	評価基準	評価係数	
専門分野の技術者資格	総合	一級建築士	1.0
		二級建築士	0.5
		その他	0.2
	構造	構造設計一級建築士、一級建築士	1.0
		二級建築士	0.5
		その他	0.2
	電気設備	設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士	1.0
		二級建築士、一級電気工事施工管理技士、電気主任技術者	0.5
		その他	0.2
	機械設備	設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士	1.0
		二級建築士、一級管工事施工管理技士	0.5
		その他	0.2

表4 配置技術者の経験のある立場／役割

評価項目	評価基準	評価係数	
経験のある立場／役割	管理技術者 工事監理者	管理技術者又は工事監理者に準ずる立場	1.0
		主任担当技術者又は監理主任技術者に準ずる立場	0.5
		担当技術者に準ずる立場	0.2
	主任担当技術者 監理主任技術者	管理技術者又は工事監理者に準ずる立場	1.0
		主任担当技術者又は監理主任技術者に準ずる立場	1.0
		担当技術者に準ずる立場	0.5

表5 配置技術者の経験年数

評価項目	評価基準	評価係数	
経験年数	管理技術者 工事監理者	23年以上	1.0
		18年以上、23年未満	0.9
		13年以上、18年未満	0.7
		13年未満	0.6
	主任担当技術者 監理主任技術者	13年以上	1.0
		8年以上、13年未満	0.8
		5年以上、8年未満	0.6
		5年未満	0.5

表6 技術提案書の審査

評価項目		評価基準	配点	
			基準点	小計
様式 (7) 様式 (8) 様式 (9)	業務の理解度	業務内容、業務背景の理解が高い場合に優位に評価する。基準点に表7による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	5.0	5.0
	業務の実施方針	基本方針に対する内容を除いた業務への取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、設計上の配慮事項等について、的確性、実現性、独創性を総合的に評価する。基準点に表7による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	5.0	5.0
	業務スケジュール	設計・施工スケジュールの効率的な設定及び工期短縮の具体的な提案等を評価する。基準点に表7による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	5.0	5.0
基本整備方針に対する技術提案	基本整備方針について、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）、独創性（課題に対する創造的な提案がされているか等）を考慮して総合的に評価する。基準点に表7による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	基本整備方針① 利用しやすく親しみやすい快適な庁舎	10.0	40.0
		基本整備方針② 住民の生活を守る安全・安心な庁舎	10.0	
		基本整備方針③ 長時間にわたって使用できる効率的で経済的な庁舎	10.0	
		基本整備方針④ 地球環境に優しくエコな庁舎	10.0	
全体事業費の圧縮に関する提案	施工前・施工後におけるライフサイクルコストを含む全体事業費の圧縮に関する提案について、的確性、実現性、独創性を総合的に評価する。基準点に表7による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	10.0	10.0	
取り組み姿勢	技術提案書等及びプレゼンテーション、提案者へのヒアリングにより評価する。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取り組む姿勢がうかがえる場合に優位に評価する。基準点に表7による評価係数を乗じた点数の小計により評価する。	5.0	5.0	
合計点			70.0	

表7 技術提案書の評価の度合い

評価項目	評価基準		評価係数
評価の度合い	良好	5	1.0
	やや良好	4	0.8
	普通	3	0.6
	やや不十分	2	0.4
	不十分	1	0.2